

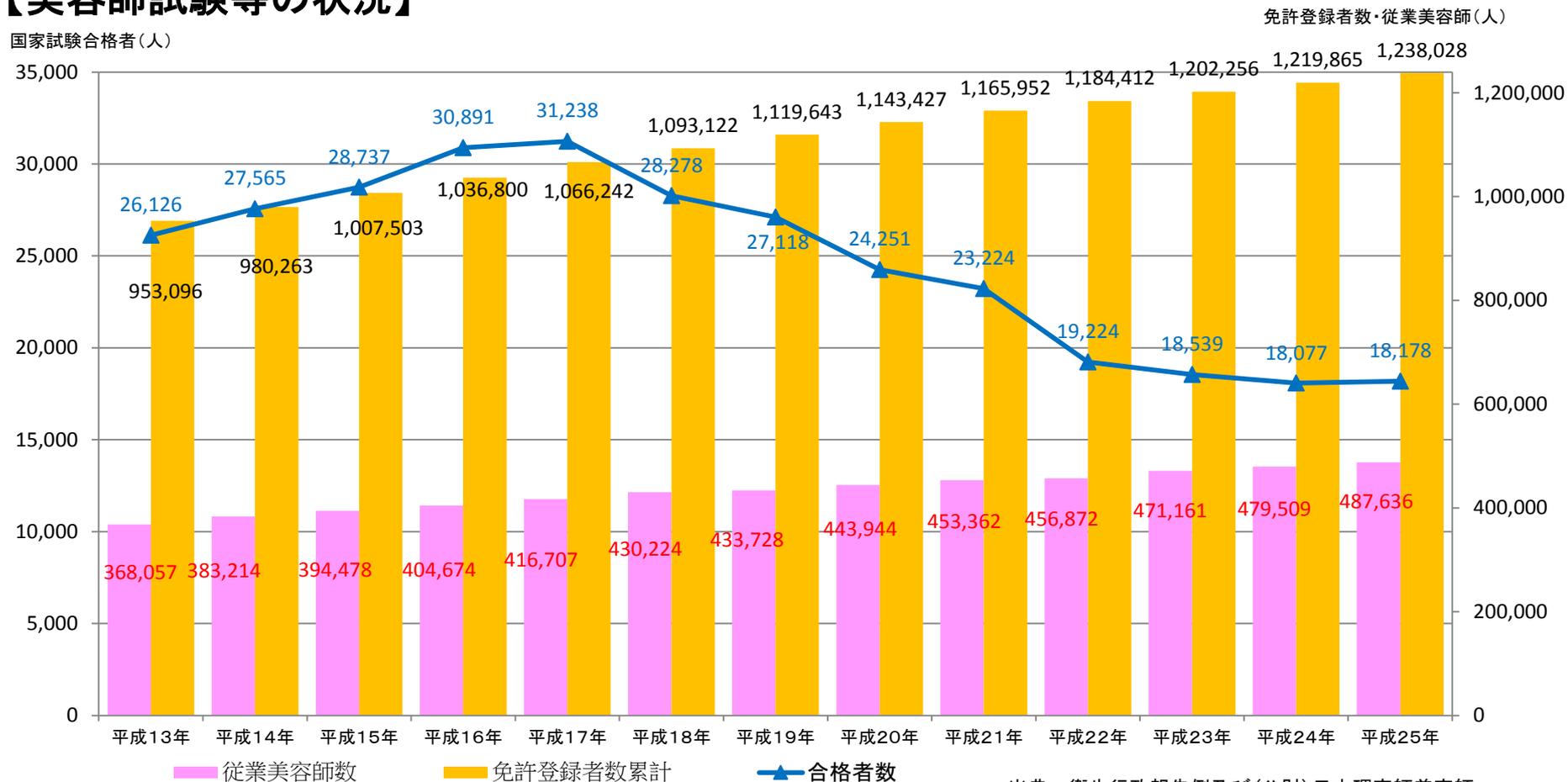


国家戦略特区WGヒアリング提出資料

平成27年2月9日
厚生労働省健康局

美容師国家試験合格者数は、ブームとなった平成17年からは減少傾向にあるが、現在も毎年2万人弱が美容師免許を取得。従事美容師数は年々増加しており、登録美容師数はその2.5倍で、過剰供給ともいえる状況。

【美容師試験等の状況】



出典：衛生行政報告例及び(公財)日本理容師美容師試験研修センターHP

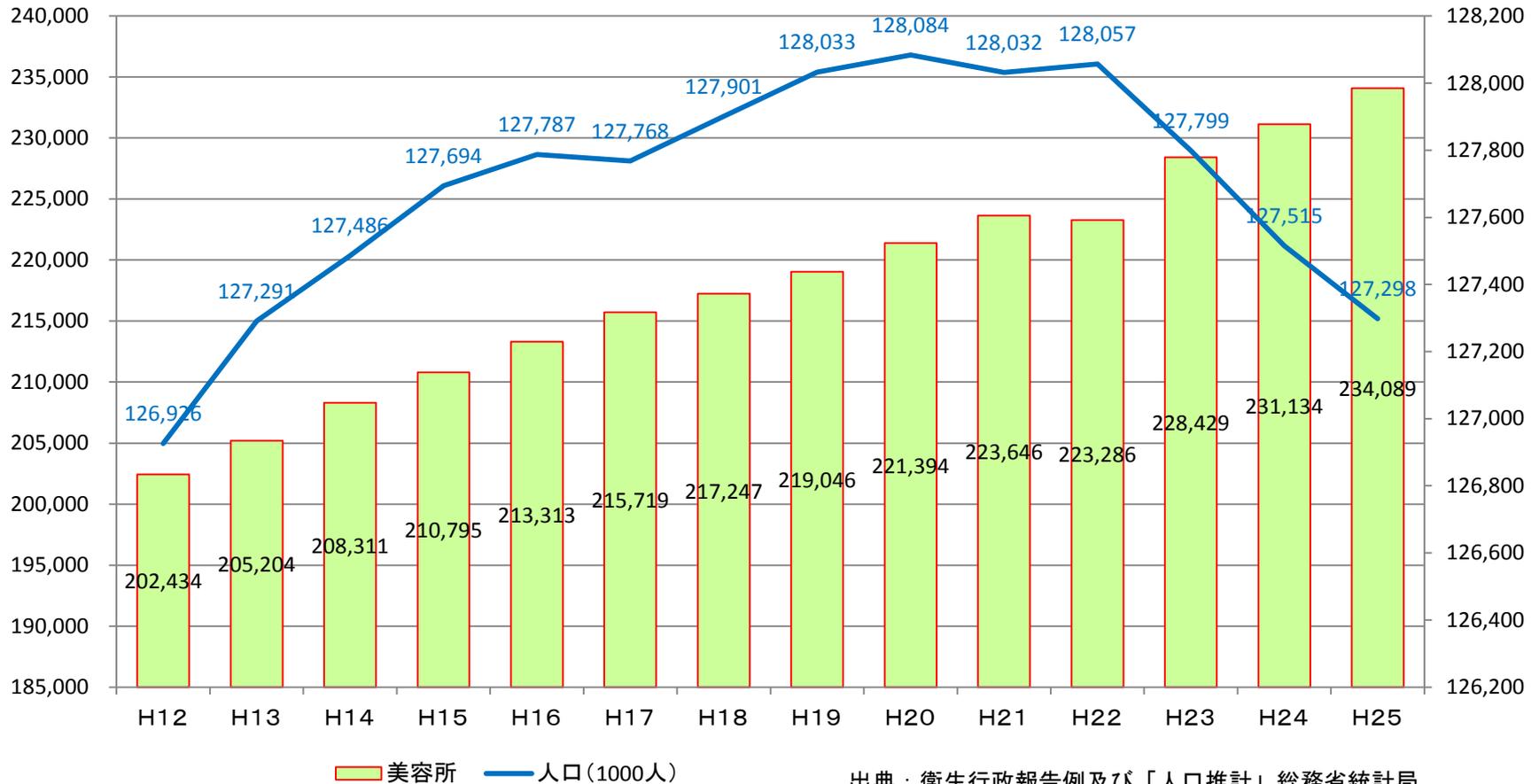
また、我が国の人口が減少している中で、美容所数は年々増加しており、過当競争状態となっている。労働条件が悪化しやすい状況にあり、外国人美容師の受け入れは、それにさらに拍車をかけることとなる。

→ 外国人美容師を受け入れる状況にはない。

【美容所数の推移】

(単位:箇所)

(単位:1000人)



出典：衛生行政報告例及び「人口推計」総務省統計局

■ 理容師・美容師の平均勤続年数等

①美容師・理容師の平均勤続年数等（企業規模10人以上）

出典：平成25年度賃金構造基本統計調査

（美容師、理容師）

- 平均年齢：29.3歳
- 勤続年数：6.2年
- 月額給与：228,700円

（参考：産業全体）

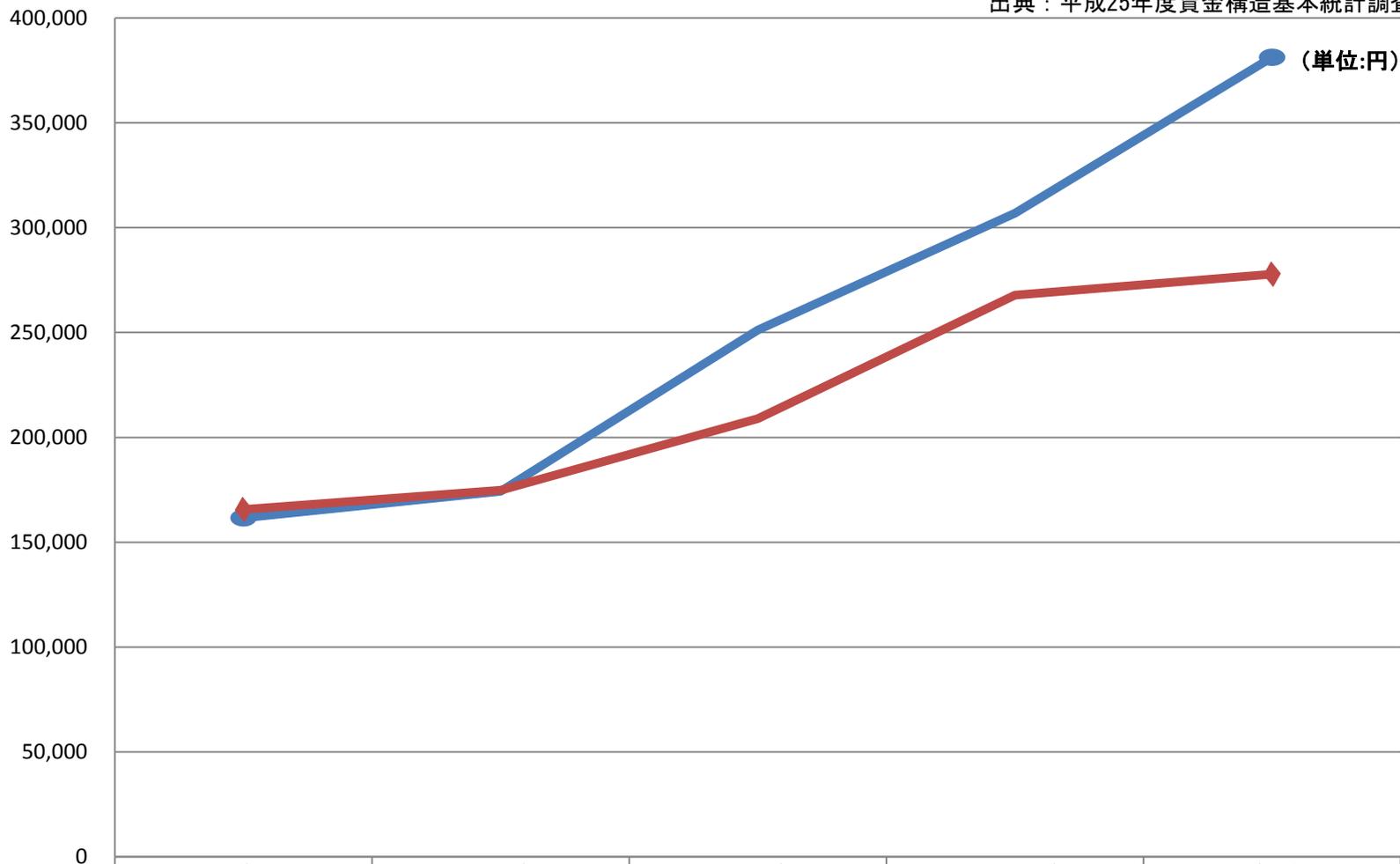
- 平均年齢：42.0歳
- 勤続年数：11.9年
- 月額給与：295,700円

②離職の理由として考えられるもの

- 長時間労働であり、業務内容に対して給料が低いため。
- 働き方や給料面などで有利な条件の店に移るため。
- 接客上のストレスのため。
- 薬品アレルギーなど、体質的に合わなかったため。
- 結婚、出産、育児のため。
- 独立開業のため。

③経験年数別・性別所定内給与額（月額）

出典：平成25年度賃金構造基本統計調査



	0年	1～4年	5～9年	10～14年	15年以上
● 理容・美容師(男)	161,700	174,300	251,200	306,900	381,300
◆ 理容・美容師(女)	165,600	174,800	208,900	267,800	277,800

(注) 「所定内給与」とは、きまって支給する給与のうち所定外労働給与以外のものをいう。
「所定外給与」とは、所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことであり、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。

■ 美容師制度の変遷について

- 1995年（平成7年）美容師免許を知事免許から大臣免許に変更するとともに、美容師養成施設の入所要件を引上げ、修学期間を延長。

【法改正の背景】

- ・ 血液を介して感染するH I V、ウイルス性肝炎などの感染症への対応の強化
 - ・ 化粧品、パーマ液等の多様化によるアレルギーへの対応の必要性
- など、美容師に求められる知識の多様化により、技術面でも衛生面でもより高い水準が求められるようになったため。

変更前

- 都道府県知事免許
- 学科試験の受験資格
 - ・ 美容師養成施設において、定められた期間以上美容師になるために必要な学科を修めること。
（昼間1年、夜間1年4月、通信2年）
- 実地試験の受験資格
 - ・ 学科試験に合格していること。
 - ・ 美容師養成施設卒業後1年以上の実地修練を経ていること。



変更後(現行)

- 厚生大臣(現厚生労働大臣)免許
 - 美容師試験受験資格
（筆記及び実技）
 - ・ 美容師養成施設において、定められた期間以上美容師になるために必要な知識及び技能を修得する。
（昼間2年、夜間2年、通信3年）
- ※ 実地修練は廃止

(参考) 1995年(平成7年)以前の美容師免許の経緯

【1951年(昭和26年) 理容師美容師法制定当時】

- ・ 都道府県知事が行う試験のみ。

【1953年(昭和28年)】

- ・ 都道府県知事が行う試験のみによる資格取得制度を廃止。
- ・ 試験を受けるためには、養成施設において1年以上理美容師になるために必要な知識及び技能を修得した後、さらに1年以上の実地修練を経ることとした。

【1957年(昭和32年)】

- ・ 美容師法(昭和32年法律163号)制定
(免許取得の要件は変更なし)

【1985年(昭和60年)】

- ・ 学科試験は養成施設卒業のみを要件として受験可能とした。
※ 実地修練中でも受験可能となった。
- ・ それに伴い、美容師試験を学科試験及び実地試験に分割
(昭和61年4月から施行)

■ 美容師資格と保育士資格について

- 保育士資格については、1947年(昭和22年)の児童福祉法制定当時から要件(当時は「保母」)は、養成施設の卒業又は試験の合格のいずれか一方とされていた。
平成13年の児童福祉法の改正(平成15年施行)により、保育士が国家資格となった後も、基本的には従来の枠組みが維持されている。
- 名称独占資格の保育士と業務独占資格の美容師は、資格の内容が異なるため、単純に比較することは困難であるが、美容師は、利用者の皮膚や毛髪に、直接技術的作業を行うものであり、血液を介して感染するHIV、ウイルス性肝炎などの感染症への対応や化粧品、パーマ液等によるアレルギーへの対応など、公衆衛生の面からの知識、技量が必要とされる資格である。
そのため、資格の性格としては、むしろ、医師や薬剤師等に近い性格のものであり、養成施設の課程を修了することを前提とした上で、国家試験に合格することを要件としたものである。
- 美容師資格は、業務独占資格の国家資格であり、かつ、公衆衛生面からの知識、技量が最低水準あることを確保するものであることから、地域限定の別資格を設けることは馴染まない。

■ 外国人美容師の就労解禁について

○ 我が国の美容技術を海外に発信することについては、

- ① 既に一定数の外国人が日本で美容師免許を取得し、帰国後、日本の美容専門学校で学んだ技術を使い、自国で活動している状況から見れば、その役割は果たされていること
- ② 一般的に、美容師として店舗で安定してサービスを提供できるまでには、免許取得後一定期間(3年程度)必要だと言われており、2年程度研修を行うとしても、実質的なレベルアップは期待できないこと

を考えると、免許取得後一定期間業務に従事させることは、結局、外国人美容師を低い労働条件で雇うことを可能にするだけであり、日本人美容師の雇用機会を奪い、日本人美容師の賃金を低い水準に押しとどめることになる。

○ 以上のことから、外国人美容師の就労を認めることは、日本人美容師の労働条件への悪影響が大きく、適当ではない。

■ 新型美容能力試験の導入について

○ 美容師免許は、業務独占の国家資格であり、美容師として必要な最低限の知識や技術を満たしていることを確認し、免許を付与するものである。

したがって、美容師免許とは別の地域限定免許を創設することは、必要な知識、技能を有しない資格を認めることとなり、適当ではない。